

定住人口増を目的に 住宅用地取得費用・住宅新增築費用を助成します

豊丘村では、定住人口増対策として、以下の費用を助成します

(平成23年4月1日～平成27年3月31日に所有権移転登記完了・建物完成している場合)

- ①豊丘村に定住を目的として「住宅用地」を取得した場合……最高60万円
- ②豊丘村に定住を目的として「住宅」を新築した場合 ……最高60万円 (山間地80万円)
- ③豊丘村に定住を目的として「住宅」を増築した場合 ……最高30万円 (山間地40万円)

1. 【土地分】村内に定住のための住宅用地を取得した場合(※23年3月までの制度と同じ)

助成金額 = 土地取得額 × 1 / 3 (上限 60万円)

□要件

- ①取得する住宅用地の面積が150㎡以上あること。
 - ②住宅用地取得前後、2年以内に住宅の建築に着手すること。
 - ③平成23年4月1日～平成27年3月31日に所有権移転登記が完了していること。
- ※年齢要件はありません。

2. 【建物分】村内に定住のための住宅を新築した場合

助成金額 = 建築工事費 × 1 / 10 (上限 60万円、山間地区のみ上限80万円)

□要件

- ①独立して生活できる住宅(台所、便所、浴室、居室がある住宅)を新築した場合
 - ②延べ床面積が「50㎡以上280㎡未満」であること。
 - ③併用住宅は、居住部分が1 / 2以上ある場合
 - ④平成23年4月1日～平成27年3月31日に住宅が完成したとき(完成したことが登記簿で確認できること)
- ※年齢要件はありません。

山間地区……堀越区、田村区のうち長沢・笹久保地区、林区のうち佐原・戸中地区、福島区、壬生沢区

3. 【建物分】村内に定住のための住宅を増築した場合【新たな制度です】

助成金額 = 建築工事費 × 1 / 10 (上限 30万円、山間地区のみ上限 40万円)

□要件

- ①10㎡以上の居室(リビング)・食堂(ダイニング)を含む増築をした場合
 - ②併用住宅は、増築した部分の居住部分が1 / 2以上ある場合
 - ③平成23年4月1日～平成27年3月31日に住宅が完成したとき
- ※年齢要件はありません。

山間地区……堀越区、田村区のうち長沢・笹久保地区、林区のうち佐原・戸中地区、福島区、壬生沢区

4. 村内の中古住宅を売買により取得した場合

1・2の助成金両方の対象となります(ただし、土地、建物とも1・2の要件を満たす場合に限り).

助成金のイメージ

建物新築費 補助
60万円（山間地区80万円）
建物増築費 補助
30万円（山間地区40万円）

土地取得費 補助 60万円



■豊丘村内に新たに土地を購入して住宅を建築した場合

土地分 60万円 + 建物分 60万円 = 計 120万円 を助成（山間地区は+20万円）

■豊丘村内の自己所有の土地に住宅を新築した場合

建物分 60万円 を助成（山間地区は+20万円）

■豊丘村内の自己所有の住宅を増築した場合

建物分 30万円 を助成（山間地区は+10万円）

申請に必要な書類

1. 【土地分】住宅用地取得に対する補助

- 住宅用地取得助成金交付申請書
- 土地売買契約書(写し)
- 建築工事届(写し) か 住宅建築確約書 のいずれか
- 土地代金領収書(写し)
- 土地登記簿謄本(写し可) ※法務局で取得して下さい。
- 土地造成工事領収書・設計図・工事写真(造成工事を申請者負担で実施した場合のみ)
- 他の補助金・助成金の金額の分かるもの(他の補助金を受けた場合のみ)
- 自治組織加入誓約書
- 納税義務のある世帯員全ての直近の市区町村税の納税証明書

2・3. 【建物】住宅新築・増築に対する補助

- 住宅新築等助成金交付申請書
- 建築工事請負(売買)契約書(写し)
- 建物工事(売買)代金領収書(写し)
- 建物登記簿謄本(住宅新築者のみ)(写し可)
- 自治組織加入誓約書(自治会未加入者のみ)
- 建物平面図
- 工事写真(着工前・工事中・完成後)(中古住宅の場合は建物写真)
- 納税義務のある世帯員全ての直近の市区町村税の納税証明書
- 住民票の謄本(世帯員全員のもの)

※申請様式は、豊丘村ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせは】 総務課 企画財政係 電話 0265-35-9050 有線 35-9050

E-mail: zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp